

第3章

ベトナムの市場経済化と企業法

I 市場経済化の背景

1. 市場経済化への転換と背景

ベトナムが市場経済化へ経済体制を転換したのは1986年の第6回党大会であった。86年から90年代初頭にかけて、二重価格制度の廃止、国営企業に対する補助金の廃止、集団農業体制から個人農体制への転換、土地制度改革と続くベトナムの大胆な経済改革は、インフレを沈静化し、農業生産を飛躍的に高め、長期にわたる戦争と社会主義経済の下で疲弊し活力を喪失していた経済を活性化させた。初期のこれら一連の改革は、ベトナムの支援国であった旧ソ連、東欧諸国の社会主義体制の崩壊により、政治的、経済的に頼るべき支えを失ったベトナムの追い詰められた選択であったといえよう。国境を接する中国の経済改革もベトナムの市場経済化選択に大きな影響を与えていた。

さらに、東南アジアの政治経済の変化がベトナムの市場経済化を支援する結果となった。タイのチャチャイ首相のインドシナを「戦場から市場へ」という提唱が象徴するように、中国と ASEAN の間に存在する低開発地域インドシナの復興が浮上してきていた。ASEAN（特にタイ）経済圏の拡大と中国へのアクセスを確保する地域開発構想には、ベトナムの7000万余という

人口の市場規模においても、東・東南アジアの中心に位置する地理的要因としても、ベトナムの市場経済化、対外開放が ASEAN の拡大に不可欠であった。

冷戦構造の崩壊、ASEAN 経済の拡大という国際環境の変化が、ベトナムの市場経済化への体制転換に大きな要因となった。しかし、その後の変革過程は、旧コメコン諸国と比較すると、きわめて慎重で漸進的であった。その理由として、ベトナム人研究者は世銀主導のビッグ・バン方式がロシアで成功しなかったことをあげる。経済運営の失敗が国内に政治的混乱をもたらす危険性を回避してきたからである。1986年のドイモイ政策への転換とその後の慎重な歩みは、いずれもベトナム共産党生き残りの窮余の策であったとするのは、言い過ぎだろうか。ベトナムの市場経済化は、既存政治体制維持を前提とする市場経済化として出発し、強力な国家管理の下で「社会主义を指向する市場経済メカニズム」の道を模索してきたのである。

2. 市場経済化の現段階

1994年1月の党全国代表者会議で、ベトナム共産党は工業化・近代化を以後の経済社会発展の主要目標として掲げた。86年から始まったドイモイ政策が当初目標以上の成果をあげたことにより、さらに積極的に経済開発を進めるために91年の「2000年までの経済社会の安定と発展の戦略」(以後、発展戦略とする)の見直しが行われた。同年7月の第7回党中央委員会総会でこれが承認され、以後のベトナムの工業化・近代化を目指す経済開発戦略への転換点となった。ここで採択された「政治報告」で、経済社会面での著しい発展が認められるが、他方でGDPに占める工業のシェアが依然として低いこと、物質・技術基盤も脆弱であることが指摘され、ベトナム工業化が新たな発展段階をむかえつつあると総括した。ここでは、2000年のGDP目標を、当初のGDP倍増から1人当たりGDPの倍増に引き上げるとともに、工業化に向けての重点産業・重点地域開発のグランドデザインが描かれた。この

工業化計画は、フルセット型工業化を指向するだけでなく、工業化実現において国家セクターが主導する工業化であること、国家セクターと外国投資の合弁による国家資本主義セクターを開発に利用することが、特徴としてあげられる。

1996年の第6回党大会では、「工業化・近代化」をスローガンに、2020年に工業国になるという長期目標の下で、第6次社会経済開発5ヵ年計画を採択した。ここでは、国営セクター主導の工業化とならんで、所得格差、貧困問題などが開発の重点に加えられ、急速な市場経済化がもたらしつつある社会問題への対応が浮上してきた。市場経済化がもたらす政治社会的影響に対する不安が党内で高まっていた。97年にタイから発したアジア経済危機の影響で、投資、貿易が急速に減退し、失業・雇用不安の問題が高まり、同時に農村地域の開発の遅れが社会問題化した。98年10月の第8期第6回中央委員会総会は、1998—99年の経済目標を下方修正したのみならず、政治・社会安定を最優先課題とし、貧困問題、農業農村開発を最重点課題にして、高成長路線を修正した。

現在ベトナムは、世銀、IMF等の国際援助機関、援助国から、国営企業改革と民間セクターの育成、金融改革、貿易・投資規制の緩和など市場経済化の加速が求められている。1998年にはAPECに加盟し、99年7月にはアメリカとの通商交渉も概ね合意が成立したと伝えられている⁽¹⁾。対外経済関係の拡大もまた、ベトナムが市場経済化を促進しなければならない要因となっている。しかし、外から市場化要請が高まる一方で、厳しい競争に耐えうる国内産業の維持、育成という問題をかかえ、ベトナムの市場経済化の道筋は明確になっていない。

II 「市場経済化」における法の役割

1. 「市場経済化」の考え方

ベトナムは、1986年に市場経済導入に体制転換したが、ベトナムの市場経済化の方針が確固たるものになったのは、90年代に入ってからであった。市場経済化の基本的枠組みは、1992年憲法（以後、「憲法」とする）に見ることができる。

憲法第2章（経済システム：第15条から29条）が、経済規定である。ここでは「国家に管理された市場メカニズム」の導入と「社会主義を指向するマルティセクター商品経済」の発展を明記している（第15条）。

「国家に管理された市場メカニズム」とは、何を意味するのだろうか。旧体制と新体制の違いを考えてみよう。生産・投入・配分まで国家が直接決定する旧システムの失敗を認めた上で、部分的、条件つきで市場競争を導入したのが、ベトナムの市場経済化である。旧体制下では生産者、生産財の品目と量、これらの消費先、価格まですべて国家によって決定してきた。「ドイモイ」と言われる新制度の大きな変化は、個々の生産者が商品、原材料、量、価格などを自分で決定できるようになったことである。しかし、市場に目を向けてみると、そこでは供給量（生産量・輸入量）、価格帯などについて、国家が総枠を決定し、生産活動、市場価格が政府の目標におさまるように、さまざまな形態の規制が行われている。國家の強力なマクロ経済管理あるいは統制を前提として競争原理を導入する試みが、「国家に管理された市場メカニズム」である。

次に、「社会主義を指向するマルティセクター商品経済」であるが、これは従来の国家所有、集団所有という二つの所有形態に加えて、私有という所有形態を認めることを意味する。マルティセクター商品経済は、国家セクター（国営企業）、集団セクター（合作社）、私的個人セクター、資本主義的私

営セクター、多様な形態の国家資本主義セクター（混合セクター）から構成される（第16条）。ただし、国家経済の基本は全人民所有と集団所有である。

国家セクターは、中核的な部門、分野を担い、国民経済において指導的役割を果たす（第19条）。集団セクターは「公民が資金・労力を集めて共同生産」を行い、自主・民主・互恵の原則にしたがって多様な形態で組織される（第20条）。個人セクター、資本主義的私営セクターは「国家と人民の利益になる活動分野」という条件つきで「規模の制約なく」経済活動を認められた（第21条）。個人および企業の財産は国有化されること、国防・治安、国益上の理由から収容される場合には「市場価格」で補償する（第23条）。マルティセクターシステムの下では、個人、私企業の活動は条件つきで保証されてはいるが、国家セクターと集団セクターの補完的役割にとどめられている。

このような経済体制において、国家および法はどのような役割を果たしているのか。憲法は、国家は「国家経済を法、計画および政策」によって、「統一的に管理する」とし、個人および集団の利益は国家の利益と一致させるとし、経済管理における国家の役割を規定している（第26条）。憲法の諸規定は、ベトナムの市場経済化は、国家が指導し、管理する市場経済であることを示している。当然、政策実施手段、管理手段としての機能に重点が置かれた経済関係の法および規則は、国家による規制の側面が強いものとなっている。経済活動の広範な領域で国家の許認可を必用とし、許認可権限が利権を伴い、その弊害が経済活動に負の影響をもたらしている。ベトナム政府自ら、この点を認め、行政改革は経済改革とならぶ重要な改革課題とされている。国家による管理（規制）と競争による効率を、いかに両立させるかが現在のベトナムの経済諸制度改革に共通する難しい問題となっている。

2. 法的枠組みと諸外国の支援

ベトナムが指向する経済開発のための制度改革全体の視点から、経済にか

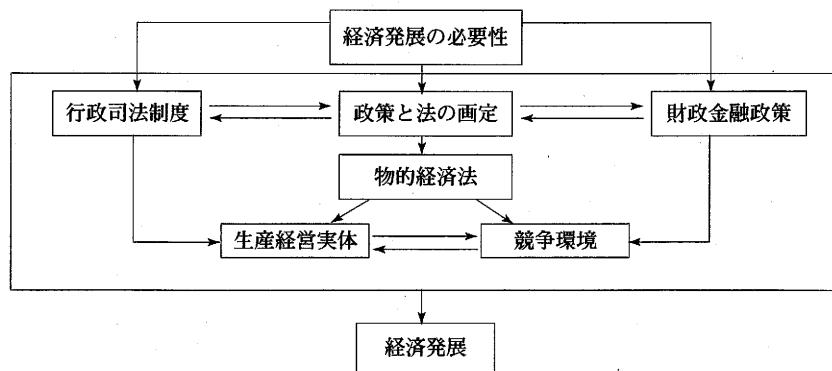
かわる法整備をとらえると、行政・司法制度、政策と法律の画定、財政・金融制度という3システムの下に、市場経済活動を管理・規制する物的経済法（Phap Luat Kinh te Vat chat）が位置づけられる（図参照）。これらが相互に関連しあって生産経営実体（Cac thuc the kinh doanh san xuat）システムと競争環境システムが形成されることになる。

上記のような経済関係法の枠組みでは、市場に対する国家の役割が重要な意味をもっている。「国家と法」研究所長であるダオ・チ・ウック（Dao Tri Uc）は、市場経済化に向けての国家の役割として以下のことをあげている。

- (1)経済社会発展の方向づけと指導
- (2)市場経済と経営生産活動のための法的枠組みの創出
- (3)市場制度下の否定的現象の是正
- (4)市場による資源の効果的利用、国民所得の再配分、貯蓄一消費関係の保障、経済セクター間住民間の利益調整、社会的公平の促進

また法的枠組みについては、「国家の統一的管理を保障し、かつ市場が自ら調節する機能を保障し、経営効果を保障するために、国家権力と経営生産活動の境界を確定する必要がある」とし、「市場経済の積極面を利用することと消極面を規制すること」が必要であるとしている⁽²⁾。この枠組みの下で

経済発展と制度改革の枠組み



（出所） Dao Tri Uc, “Moi truong dinh che va phap luat cua su phat trien kinh te o nuoc ta,” Nha Nuoc va Phap Luat, 1995-1(No.90)より引用。

想定されている市場経済は、マクロの国家管理を条件とするきわめて限定的な市場経済であるといえよう。

このような国家によるマクロ経済管理（・規制）の法的枠組みの下で、UNDP、世銀、ADBなどの国際機関、援助先進諸国の法整備協力が早い時期から行われてきた。ベトナム自身も、先に体制転換した諸国の経験、近隣のNIESやASEAN諸国の経験、日本の経験など、先例を見ながら独自の法整備を進めている。実際には、これまでに制定されてきたベトナムの経済関係の諸法律は、党の指導、憲法に規定される国家管理、国家セクターの優先などの条件を前提とした上で、先進諸国の多様な経済法を取り込むという方法で立案・制定されてきたと言える。モデルとなる先進諸国の法律が、自由な経済活動を前提とするのに対して、ベトナムの法律は国家のマクロ・ミクロ両面からの管理・規制の下での経済活動の自由にとどまる。しかし、他方に対外経済関係の拡大が進み、対外的に国際的調和の必要な部分が国際基準を迫られるという状況がある。ASEAN加盟、APEC加盟など国際地域統合に組み込まれる過程で、貿易、投資、知的所有権、金融など国際基準を求められる分野が拡大している。

III 「市場経済化」と企業活動法

1. 企業法形成の前段階（1980年代末期）

ベトナムの企業法が形を整えるのは1990年代に入ってからである。ドイモイへの転換を決定した86年から数年間は、その試行期間であった。この期間には、マルティ経済セクターシステムに移行する過程として、国家セクター、集団セクター、私有セクターの活動領域、形態を区分すると同時に、国営企業、協同組合（合作社）の組織再編が進められた。国家セクターの分野では、国営工業企業条令（1988年）、国営企業連合条令（1989年）、国営企業の整

理・再組織に関する諸決定が出され、国営企業における所有と経営の分離、リストラが開始された。私有セクターでは、個人・民間セクターの工業・建設・輸送分野での活動を認める政策（閣僚評議会議定 27-HDBT）、生産・サービス分野で家族ビジネスを認める政策（閣僚評議会議定 28-HDBT）などが決定され、新たな経済主体の存在と長期的活動が認められた。議定 27-HDBT は、個人経営、小規模経営、私営企業の形態を認め、その財産所有権、相続権、合法的所得を認め保護するとした。労働者の雇用も認められた。しかし、国防・治安と国家独占業種への参入禁止、健康・生活環境・天然資源利用・重要経済セクターでの規制、輸出入など、多くの規制も存在していた。

また、国内の異なるセクター間の合弁企業条令も公布された（1989年）。ここでは、企業、会社、交易センターが合弁形態にあげられ、経営責任は経営管理評議会にあるとしている。しかしながら、この条令の主眼は、国営企業とその他セクターとの合弁にあり、国家資本50%以上の場合は人事、事業活動の面で国営企業に準ずる扱いとなることが規定されていた。

外国企業も新たに登場した経済主体であった。1987年外国投資法は、ビジネス・コントラクト、合弁投資、100%外国投資の三つの形態を定め、当時においては外資出資比率規制をしない、きわめて開放的な外資法であった。

2. 企業法の形成過程（1990年以後）

（1） 所有形態別企業法

ベトナムの企業法および諸規則は、ベトナムのマルティ経済セクターシステムに対応して、経済セクター別、経済主体（企業・経済組織）の設立、活動、権利・義務等を定めている。1990年に、個人企業法、会社法が制定された。95年に国営企業法、96年に協同組合法が制定された。また96年には外国投資法の大幅な改定も行われた。

市場経済化の進展、ASEAN、APECなどの地域統合への加盟によって、

ベトナムは企業法制についても近代化、国際化をはかる必要がでてきた。国家経済の根幹を担うべき国営企業を近代化し、内外市場において外国企業と競争できる企業に変革すること、近代化・工業化を実現する上で、民間資本の動員が不可欠であること、さらに ASEAN、APECへの加盟が要求する国際的な企業制度との調和の必要性がその背景にある。1999年に個人企業法と会社法を統合した新企業法 (Luat Doanh nghiep) が国会で承認され、新企業法の下で、企業形態を転換した国有企業、民間企業が活動することとなる。国営企業については、企業グループ化によって、企業経営の効率化と近代化をはかる政策であり、所有形態別企業制度は存続している。次に、セクター別企業法の概要を述べる。

① 国営企業法

1996年に制定された国営企業法は、ベトナムの国営企業改革の道筋を反映している。ベトナムが進めつつある国営企業改革は、国民経済の基盤となる国家セクターを目指すものであり、対外経済関係が拡大し深化するなかで、国際的に競争力をもつ国家セクターを建設することが目的である。リストラは2方向で進められる。第1は、国家経済に重要とされるセクターについては、総公司（企業グループ）制による企業規模の拡大と効率化をはかることであり、これは AFTA 加盟により貿易自由化・関税引下げスケジュールが設定されたことで、95年以後急速に進んでいる。第2は、経営効率が悪い小規模国営企業の整理・再編（解散、総公司への統合、株式化、民営化等）である。約6000社といわれる国営企業の約半分がここに属する。

国営企業法によれば、国営企業は「国家により投資、設立、組織、管理される経済組織」で、国家に与えられた経済社会目標を実現するためにビジネス活動または公益活動を行う。国営企業は法人格を有し、民事上の権利・義務を有し、国営企業が管理する資本の範囲内で活動、経営の全部または一部について責任を有する（第1条）。

国営企業は、その組織形態、事業目的に従い、国営企業を分類している。独立企業は、他のいずれの組織にも帰属しない国営企業である。ビジネス活

動国営企業は、利益を目的として活動を行う企業である。公益活動国営企業は、公共目的または国防・安寧にかかる任務を実現する企業である。

国営企業法は、独立企業、総公司、総公司の成員（傘下企業）の形式で設立され、国家により投資された資本を管理する企業に適用される（第2条）としていることから、直接の対象は独立企業、総公司およびその傘下の企業と解釈できる。しかし、同法は、株式化された国営企業に対する国家所有とこれら企業に対する国家管理についても規定しており（第7章目2：支配的株式および特別株の国家所有管理）、国営企業改革を前提として株式化後の企業に対する国家管理も目的とされている⁽³⁾。

国営企業には経営権が認められ、その管理下にある資本を移転、リース、抵当とすることが認められている。国営企業の経営組織は、独立企業と総公司の場合は、(1)経営管理評議会と(2)総企業長または企業長と補佐機関であり、これ以外の場合は企業長と補佐機関とされる。経営管理評議会のメンバーの人選は「首相に対して設立を提案した者」（上部機関）によって行われる。経営管理評議会は、国から資本、土地などを授けられる組織であり、国家に対する経営責任を負う。企業定款、戦略、長期計画、合弁計画、出資・投資、企業長人事などの重要事項については、上部機関（または必要な場合は首相）の承認を得るとされる。このような制度の下で、上部機関の企業経営に対するコントロールが保持されている。

この上部機関の企業経営への介入を排除して、実質的に自主的経営権を企業にもたらすこと（企業統治）が、現段階の国営企業改革の焦点の一つである。具体的には、国から国有資本を受けられ（giao）、国有資本の代理である経営管理評議会の権限・任務と企業長の権限・任務の境界が問題とされている。これを区別すべきなのか、あるいは一体化すべきなのか、それとともに、事実上の企業設立決定を行う権限をもつ上部機関、党组织の関係をどうすべきなのかも問題となっているが、方向は明確にされていない。この企業統治問題について、試験的に経営管理評議会議長と企業長、企業長と党组织の長を一体化する案も出されている⁽⁴⁾。

所有と経営の分離を徹底するために、国有企业資産を財務省の国有資産管理局から分離して、国有企业ファイナンス・カンパニーに移管する案も検討されている。ただし、いずれも案の段階で、試験的実施を積み上げて結論が出されるものと思われる。

② 協同組合法（集団セクターの経済組織法）

1988年の党10号決議が農民の個人農化を全面的に認めて以後、ベトナムの合作社の大部分が崩壊状態に至った。93年の第7期第5回中央委員会総会は、水利、サービスなどの面において農民の協同組織が必要であることを指摘した。96年協同組合法は、新協同組合への改組を目的として制定されている。新協同組合法は、労働点数制を廃止し、株式制を奨励し、出資比率に応じた利益配分と組合加入者の自主的民主的な意思決定システムを定めている。個人農化した農業生産、土地利用の弊害を、近代的協同組合の組織化で解決し、農業の多様化、生産の効率化をはかることも目的とされている。協同組合法は、協同組合の法人格についてふれていながら、民法では経済組織である法人に分類される（民法第113条の1）。また、自主的解散、所定の条件を満足しない場合には地方人民委員会による強制的解散が明記されている。破産の場合は、破産法の規定に従う。

③ 私有セクターの企業法

i) 会社法・個人企業法

1990年に制定された個人企業法と会社法（以後、90年法とする）は、個人企業、有限責任会社、株式会社の3形態の企業形態が法で定められている。ベトナム公民である18歳以上の成人であれば、個人企業を設立できる。個人企業は、個人の所有であり、個人が事業活動のすべてに責任を負う（無限責任）。会社法は、複数の出資者による有限責任会社と株式会社について定めている。政府機関と人民軍は国家財産または公的資金を自機関の利益のために、出資することを禁じられている。公職者および人民軍士官は企業設立・経営に参加することを禁じられている。出資者の権利は、(1)出資分に応じた会社資産の所有権、(2)総会への参加と出資分に応じた議決権、(3)出資分に応

じた利益と損失、(4)定款資本の4分の1以上を満足する場合には、総会開会を要求できる、など。出資は、現金（内貨、外貨）、金、現物、工業所有権の形態が認められる。

これらの企業形態はフランスの企業形態をモデルにしているとされる⁽⁵⁾。有限責任会社と株式会社については、法人格を有することが明記されているが、個人企業については法人格についての規定がない。民法は、個人企業を経済組織法人として明記していない。ただし、民法94条が定める法人の条件を満足する場合は、法人格を認められる可能性もある⁽⁶⁾。しかし、土地法の規定では、個人企業は経済組織として明記されていない⁽⁷⁾。

90年法では、「企業 (doanh nghiep)」は、事業を行うために設立された事業組織である。「事業 (kinh doanh)」は、利益を目的として、生産から販売、またはサービスへの投資を行うことを意味する。いずれの企業についても、資産に対する所有権と自由な経営、長期的に存続することを認められる。企業形態別に、法定資本額（企業設立の最低資本額：legal capital）が定められている。法定資本額の規模でみれば、株式会社、有限責任会社、個人企業の順になる⁽⁸⁾。個人企業法、会社法の法定資本額を下回る企業は、別の政令により管理される⁽⁹⁾。

国家は、私有セクターの企業の長期的存在と法の下における他の企業との平等を認めている。「法の枠内」において、企業は自由かつ独立した活動を行うことができる。生産手段の所有、資本および資産の相続に関する権利が保証される。

<企業の設立と登記>

個人企業の設立申請は、政府が権限を委任した地方人民委員会に提出され、地方人民委員会が可否を決定する。設立申請が却下された場合には、申請者は管轄人民委員会の上部機関に不服申立てができる。企業は、経済裁判所と許可を与えた人民委員会投資計画局に企業登録する。登録証を公布された時

が、個人企業活動開始の時である。

会社の設立申請は、地方省レベルの人民委員会に提出され、人民委員会が可否を決定する。設立を却下された場合、申請者は首相に対して不服申立てを行うことができる。

会社は、地方人民委員会の計画委員会に登録する。企業登録は、有限責任会社の場合は設立許可証発行から180日以内、株式会社の場合は2年以内とされ、それを超えた場合は許可を取り消される。事業内容の変更は、そのたびごとに所管機関の許可を必要とする。

<解 散>

個人企業は、所有者が債務を完全に返済し、すべての契約を清算した場合にのみ、企業を解散できる。企業は人民委員会に解散申請をし、認可を得なければならない。破産手続きは、破産法に従う。

会社は、以下の場合に解散できる。

- (1)会社定款に記載された活動を終了した場合
- (2)所定の目標を完了した場合
- (3)会社の目標を達成できず、利益を得られない場合
- (4)定款資本の4分の3以上の損失を生じ、克服できない困難に遭遇した場合
- (5)定款資本3分の2以上の代表者の正当な要求がある場合

いずれの場合も、定款資本4分の3以上の代表者の同意を必要とする。解散は、人民委員会の許可を必要とする。破産の場合は、破産法に従う。

<企業・会社の権利>

企業・会社には以下の権利が認められている。

- (1)事業分野・規模の選択
- (2)資金調達の方法、形態の選択
- (3)顧客および顧客との直接契約

- (4)労働者の雇用
- (5)取得外貨の使用
- (6)残った所得の使用に関する決定
- (7)自主的企業経営

＜活動事業分野の規制と奨励＞

90年法は個人企業法と会社法の事業活動分野に制限を設けている。制限分野^⑩での事業活動については、首相の許可を必要とする。その他に、(1)関係機関の定める条件に従う分野として、エネルギー、電気・電子機器、エンジン、輸送機械、ゴム、化学薬品、医療機器、食糧・食品加工、水産・林產品開発などがある、(2)地方人民委員会が定める条件に従う分野は、煉瓦・瓦、さらに上記(1)に含まれない危険物の使用、水源使用および工業廃棄物処理がある。

＜奨励分野＞

奨励分野への投資^⑪に対しては、(1)土地使用の便宜、(2)銀行からの借り入れ、(3)税の減免、(4)輸出入の優遇措置などが与えられる。これらの優遇措置は、土地法、税法などの個別規則で定められている。奨励措置の適用申請は、地方人民委員会に提出される。

ii) 新会社法とその意義

会社法の見直しに着手したのは1995年である。現行会社法、個人企業法の評価、地方政府、企業家からの意見聴取、諸外国の会社法の研究を、関連諸機関に指示した。97年12月の共産党第8期第4回中央委員会総会は、その決議において、国営企業改革と並んで非国営セクターの発展と管理を明記し、「企業・家族ビジネスの規則改正とすべての主体に適用される統一企業法の建設」を基本方針に掲げた^⑫。98年の国会決議で会社法と個人企業法を統合するという政府提案が承認された。99年5月に国会で承認された新企業法は、

現行の会社法と個人企業法を統合し、さらに試験的にパートナーシップ制度を加えた形となった。

新企業法は、総則（第1章）、企業の設立と登記（第2章）、有限責任会社（第3章）、株式会社（第4章）、パートナーシップ（第5章）、個人企業（第6章）、企業の再組織及び解散（第7章）、企業に対する国家管理（第8章）、施行（第9章）から構成されている。

新企業法は、企業および企業所有主に対する国家の保障（bao dam）を明記して、私企業活動の活性化をはかっている。企業経営における平等、企業の財産所有権、投資、所得等の国家による公認と保護、国有化を行わないこと、国防・公共目的の収用に対しては補償するとしている。次に、新企業法による企業制度の主要な変化についてふれたい。

(ア) 企業形態

企業形態については、有限責任会社に独資有限責任会社を加えたこと、また試験的にパートナーシップという新形態を加えたことである。独資有限責任会社については、第8期第4回中央委員会総会決議で、国有100%企業に対して独資有限責任会社制度を適用するとされており、国営企業の経営刷新、近代化のプロセスに位置づけられるとみられ、中国の経験を参考にしたと思われる。しかし、1999年の国会開催前の新企業法案に関する紹介では、民間セクターを活性化させる企業形態として、個人独資有限責任会社の面も強調されていた。パートナーシップについては、事業分野が限定されている。国会審議では、これまでベトナムでパートナーシップ制度の経験がないという理由で、実施については今後の課題とされ、政府案が修正された。

株式会社に関しては、株式会社制度の近代化¹⁰⁾と同時に国営企業の株式化が目的とされており、株式化国有企業を対象とする国家所有の優先議決権株式制度が明記されている。

(イ) 設立・登記手続き

90年会社法・企業法は、私企業の設立・事業活動の変更などに関して、地方行政機関の許可を必要とし、さらに業種ごとに許認可を得るという複雑な

制度となっている。新企業法では、(1)禁止・制限業種を除き、法の規定に従って自主的に設立登記できるとしている。(2)国防、社会秩序、歴史的伝統、文化、順風美俗、環境、人民の生産・健康に害を及ぼす業種、業態は禁止される。また、(3)他の法律・規則が別に条件を定める場合は、これらの規則に従う、とされる。(3)の業種別規制は多岐にわたっており、企業設立・登記手続きがどの程度まで準則化されるかは、ベトナム政府の今後の対応にかかっている。

資本金規制については、原則的には資本金規制を撤廃したが、金融業など他の規則で資本金規制がある場合はその条件を満足するか、許可を必要とする。現行制度で会社法、個人企業法の対象とならない自営業との区分が問題となり、自営業に適用される 66-HDBT の改正が検討されている。

新企業法は、2000年1月の施行とされているが、現段階では施行細則、関連法規の改正が遅れている。

④ 外国投資法

i) 1996年改正外資法の背景と特徴

1996年に外資法が全面改定された。現行法は1996年法である。以前の外資法に比較すると、1996年法は規制的条項が追加されたこと、奨励分野が拡大した一方で優遇条件が多様化していることが、変化である。この背景には第8回党大会で採択された中長期経済社会開発戦略における外資の役割の変化がある。それは、2020年の工業国化を目標に、工業重点分野、インフラ建設に外資を積極的に利用する政策である。工業化は国家セクターにより主導されるとしながら、実は国営企業と外資の合弁（国家資本主義セクター）で工業化を実現しようとする政策である。したがって、奨励措置と規制措置は外資を開発計画に組み込むための手段となっている。1996年外資法は、これまで政令で定められていた特別投資区域（輸出加工区・工業区・ハイテク工業区）への投資、BOT投資を投資法に取り込み、投資を奨励している。外資企業に対しては、投資保護、工業所有権保護、外国送金保証が投資法で明記されている。

投資法の実施細則・ガイドラインの施行は遅れ、投資許可当局（国家計画投資省）、科学技術環境省などの関連組織が暫定基準で裁量的に処理してきたのが、実態であるといえよう。1996年以後、ベトナムへの外国投資が急減したこと、さらに97年以後のアジア経済危機の貿易・投資への影響と国内経済への影響が、投資、貿易、金融の面で、頻繁な政策修正をもたらし、外資企業を困惑させている。

ベトナム外資法は、ビジネス・コントラクト、合弁企業、100%外国資本企業の3形態を認めている。ビジネス・コントラクトは、事業利益の配分契約が基本であり、ものの購入・販売に関する商取引の契約は含まれない。石油の生産分与契約はビジネス・コントラクトに含まれる¹⁴⁾。通信事業に関する外国投資も、ビジネス・コントラクト形態に限定されている。

合弁会社は、ベトナムの個人・組織と外国の個人・組織との合弁契約によって設立される企業である。1996年法では、ベトナムで活動している既存の合弁企業が、外国投資家、ベトナム企業、既存の合弁企業または100%外国投資企業との間で、新合弁企業を設立することを認め、これも外国投資法の対象とした。また、ベトナム政府と外国政府との合弁企業も、外国投資法の対象である。

合弁会社は、取締役会を設立する。取締役会のメンバーの最低1人はベトナム側の代表者でなければならない。重要事項の決定は、取締役会の全会一致で決定されなければならない。重要事項には、社長、副社長、会計主任の任免、定款の改定、財務諸表の承認、建設支出、借り入れ、その他当事者間で合意され、定款に記載された事項である。取締役会の全会一致原則は、経営上重要な役職人事、支出、資金調達については、出資比率にかかわらず、ベトナム側の合意がなければ行えないことを意味している。合弁企業のベトナム側当事者の9割が国営企業であるという実態により、合弁会社における取締役会全会一致原則は、合弁会社に対する国家の間接規制手段ともなり得るといえる。1996年法では、重要プロジェクトについては、当事者間の合意により、ベトナム側の出資比率を漸次増加するという条項が追加された。

100%外資企業についても、1996年法は、政府が重要と認めた場合には、ベトナム企業によるバイバックを行うことを定めている。100%外資企業の合意を前提としているが、前記の合弁企業におけるベトナム側の出資比率漸増の条項と同様に、資本のベトナム化を意図している。ただし、現実の動きは、経営不振の合弁企業が増え、損失負担に耐えられない国営企業がその持ち分を外資パートナーに移譲するケースが増えてきている。

ii) 設立と投資許可

外国投資企業は、外資法に基づいて設立される。外資法は外国投資の形態として、(1)ビジネス・コントラクト（現地法人を設立しない）、(2)合弁企業、(3)100%外国投資企業の3形態を認めている。合弁企業、100%外資は有限責任会社とされている。外国銀行支店、外国合弁銀行、リース会社は、外国投資法には含まれず、信用機関法に基づいて設立され、国家銀行に許認可権限がある^⑯。外国企業の駐在員事務所、代理店は商業省の所管である。外国企業支店、駐在員事務所の商活動に対しては、商業法（1997年）が適用される^⑰。

外国投資法は、下記の組織、個人を投資協力に参加する対象としている^⑱。

- (1)企業：①国営企業、②協同組合、③社会政治組織^⑲、④会社法により設立された会社、⑤個人企業法により設立された企業
- (2)病院・学校・研究機関（投資法第65条）
- (3)外国投資家
- (4)外国投資企業
- (5)外国在住ベトナム人（越僑）
- (6)BOT等契約に参加する国家機関

投資許可：投資案件の規模、経済開発上の重要度に従い、首相が決定する案件〈グループA〉^⑳と国家計画投資省・工業区委員会が決定する案件〈グループB〉^㉑に区分される。さらに、地方政府にも、決定権限が委任される^㉒。投資許可決定権限の分権化は、投資手続きの簡素化だけでなく、分権化による外資導入の競争効果をねらったものである。しかし、他方で国家レベルの

重要セクターについては中央管理権限を維持し、開発・工業化戦略に従った国家管理体制が維持されている。

iii) 紛争解決

外国投資企業が関係する紛争の解決は、第1段階は交渉による和解であるが、第2段階では、2通りの解決方法が示される。原則は、ベトナム法に従い、ベトナム国内の仲裁機関で解決する。しかし、合弁契約で当事者間の合意がある場合は、他の仲裁機関（外国仲裁を含む）で解決できる。ベトナムは、1995年にニューヨーク条約に加盟している²²⁾。実際の紛争のケースでは、仲裁にいたったケースはまだない。

iv) 解散・破産

会社または事業の終了は、(1)許可期間の終了、(2)当事者の一方の請求による場合、(3)法に違反し、所管機関が終了を決定した場合、(4)破産宣告による場合、(5)その他とされている。破産は破産法に従う。

⑤ 企業破産法

ベトナムの企業破産法は1994年1月に施行された。国営企業については、その再編過程で、国営企業の解散・設立に関する諸規則²³⁾により国営企業の解散が実施されてきたが、94年の企業破産法により、国営企業を含むすべての企業に破産法が適用されることになった。しかし、国営企業の解散に関しては、96年8月に公布された国営企業の設立、再組織、解散および破産に関する政府議定50-CPが適用されている。国防・公共サービス企業の破産については、政府の定めた別規則に従う。

破産状態にある企業とは、必要な財務上の措置を講じた後になお債務を清算できる見込みのない経営上の困難に直面しているか、または損失をかかえている企業とされる（第2条）。破産法適用の対象企業は、(1)国営企業、(2)政治社会団体、(3)個人企業、(4)有限責任会社、(5)株式会社、(6)部分的に外国投資を有する企業（合弁会社）、(7)100%外国投資企業、(8)協同組合、とされる²⁴⁾。債権者および破産状態にある企業は破産宣告要求をすることができる。企業が連續して3カ月以上給料を支払わなかった場合は、労働組合代表

または労働者代表も破産宣告要求の権利を有する。省・中央直轄市レベルの人民裁判所（経済裁判所），最高裁判所が破産宣告要求について処理する権限をもつ。破産宣告の実行は地方人民委員会の司法局決定執行室（Phong thi hanh an thuoc So Tu phap : the enforcement office for judgements under the Department of Justice），中央の司法省民事決定執行局（Cuc quan ly thi hanh an dan su thuoc Bo Tu phap : the department for enforcement of civil judgements under the Ministry of Justice）が行う。

破産宣告要求を受理した所轄機関（経済裁判所）は，破産宣告要求手続きの開始を決定した後，破産宣告要求を受けた企業に対して和議案および企業再建案を提出することを要求する。企業から和議案・企業再建案が提出されなかった場合，または債権者会議でその案が承認されなかった場合に，破産手続きが開始され，破産宣告要求解決に責任を負う判事（1人または3人）と財産管理委員会の委員を指名する。判事は債権者会議を開催し，和議案・企業再建案が成立しない場合⁴⁴に，破産宣告を決定する。破産宣告後，地方人民委員会司法処が財産清算委員会を設立する⁴⁵。財産清算委員会が債権者への財産を債務に相応した比率で配分する。このとき，(1)破産解決手続き費用・支出，(2)労働者の給与，退職手当，社会保険料と労働協約または労働契約で合意されているその他の権利，(3)未納の税金，が優先的に支払われ，その残余が債権者に配分される。ベトナムの破産法では，労働者の権利が手厚く保護されている⁴⁶。

ベトナムの破産処理件数は，制定後から現在までわずかに50件といわれる⁴⁷。ホーチミン市の企業の20%が破産状態にあるとされながら，破産手続きが行われずにいるのが実態である。この原因は，市場経済に移行して時間が短く破産が制度として根づいていないこともあるが，担保制度，企業会計制度，金融制度の遅れなど，経済，企業活動に関連する制度全体の問題であるといえよう。

IV 経済主体としての企業と企業家の形成に向けて

1990年代初期に比較すると、現在のベトナムの経済改革の速度はきわめて緩やかである。それは改革の必要がないということではなく、経済の停滞を開拓するために大胆な改革の必要性が高まっているにもかかわらず、それを打ち出せないベトナムの特殊事情を示している。改革の遅れの原因は国営企業にある。中小国営企業の株式化、民営化、リース等の整理と、基幹国営企業の大規模化、組織再編等の戦略が出されながら、国営企業の債務問題がこれを阻んでいる。この債務問題が、国営企業への資金供給機関である国営商業銀行の改革を躊躇させている。金融改革と国営企業改革が焦眉の課題であることは、ベトナム政府も国際援助機関も認めているが、遅々として進まない。

国営企業のリストラは、必然的に雇用問題を伴う。国営企業で働く従業員数は、中央管理企業で1384.9千人、地方管理企業で1954.5千人、国営企業全体では約334万人でベトナム全体の労働人口の8%程度である。しかし、国営企業改革のかけ声と裏腹に、国営企業の従業員数は、1995年の305万人から漸増している。総労働人口の9割以上が非国営セクターに属し、しかもその7割以上が農村部にいる構造になっている。農業生産が3~4%という緩やかな成長を遂げるなかで、農村部の余剰労働力、土地不足などが深刻な問題となっている。これから労働市場に参入する新規労働力は年間100万人を超えることが明白であり、国営企業のリストラによる雇用問題以上に深刻な問題となることも必然である。

このような情勢の下で、農業、国営企業以外の分野に雇用機会を創出することが必要であり、そのためには非国営、すなわち民間セクターによる雇用拡大が求められる。新たな雇用を創出する民間セクターの企業活動が活性化されなければならない。新企業法は、都市・農村を問わず、民間の企業活動を活性化して、雇用の受け皿となることを重要な目的の一つとしている。し

かしながら、新企業法がその効果を発揮するためには、民間企業を取り巻く他の条件の整備も必要である。企業設立規制の緩和、手続きの簡素化とともに、民間企業に資本を供給する制度、適切な技術にアクセスできるようにする制度、市場情報の提供など、国営企業が享受するのと同様の配慮が向けられるべきである。それと同時に、輸出入統制等の制度によって国営企業が享受している国家による保護を再検討して、国有企业と民間企業が平等に競争できる環境を作る努力が必要となろう。

新企業法制定に先立ち、政府はハノイ、ホーチミン市で企業家との対話を行った。企業の訴えを聞き取り、問題点の洗い出し、関係国家機関職員のハラスマントの改善など⁶⁰に試験的に対処し、またハノイ市、ホーチミン市に対して民間企業設立手続きの簡素化を実施するよう指示した。このような民間企業を取り巻く環境変化が、新設民間企業数の増加をもたらしたことが報告されている⁶¹。1999年6月にハイフォンで開催された援助国会議で、国家投資計画相は、(1)私営セクターの奨励・保護、(2)私営セクターへの融資制度の改善、(3)事業環境改善、(4)中小企業庁の創設の方針を伝えた。私有セクター活性化の条件は改善されつつあるが、さらに踏み込んだ措置が必要となろう。さもなければ、国営企業のリストラも進められないし、民間活力を刺激して新たな企業家を創出することも進展しない。市場経済を支える主体を形成する条件の整備への真剣な取組みが求められている。

1998年に証券市場令が出され、ホーチミン市で最初の証券取引所開設準備が進められている。国債、国有商業銀行、国有企业の債券と株式化国営企業の株式取引から出発して、民間・外資の資金を国家開発事業に導くことを期待しているものと思われるが、これが成功するためには、透明な企業経営と財務情報の開示が不可欠である。このような基本的な取引条件の整備なしには、証券市場の発展も困難である。

企業制度だけをみても、問題は山積みである。本論では、企業法に絞って現状と問題点を述べたが、ベトナムの企業活動にかかるさまざまな領域、例えば金融、貿易、土地などの領域に、経済セクター間の待遇の違いが存在

する。移行過程にあるベトナム市場経済の現状を示すものであるが、このようなセクター間格差がある市場でどうすれば競争を確保することができるのだろうか。また、市場の対極にある消費者の利益をどのようにして保護すればいいのだろうか。国家による市場のマクロ管理の下で、経済セクター間ににおける公平な競争、消費者の利益を担保する制度への取組みが始まりつつあるのが、現在のベトナムである。

- 注(1) アメリカ側は早期調印を要請していたが、1999年10月末現在、ベトナム側の事情で調印が遅れている。消息筋の説では、年内に調印されない場合は、1002年までれ込むことになろうと言われている。
- (2) Dao Tri Uc, Nhung van de ly luon co ban ve nha nuoc va phap luat [國家と法律に関する基本理論問題], Nha Xuat Ban Trinh Chi Quoc Gia, 1995, p.44.
- (3) 国家の支配的所有は、①総株式の50%以上の所有、②国家が企業の最大株主のシェアの少なくとも2倍を所有する場合、とされている。支配的国家所有の場合には、①経営戦略、5カ年計画および各年の計画、②合弁投資、企業組織形態の変更、③企業の重要な役職の指名に関しては、国家所有の代理者の合意を必要とする、としている。
- (4) 1999年5月に出された総公司組織完成に関する首相通達では、試験的措置として、
- ①経営管理評議会の長と総支配人の兼任
 - ②経営管理評議会の長と総公司の党幹事委員会書記長の兼任
 - ③経営管理評議会内の専任職（経営管理評議会の長、検査委員会委員長）と一部委員の兼任
- を認めるとしている。(Nhan dan, 1999.05.27)
- (5) Pham Van Thuyet, "Legal Framework and Private Sector Development in Transitional Economies: The Case of Vietnam," *Law and Policy in International Business*, Vol.27, No.3, Spring 1996, p.563.
- (6) 民法第94条は、次の条件を満たす場合を法人としている。①国家授權機関による設立、設立・登録許可または承認。②しっかりした組織機構を有すること、③他の個人、組織から独立した財産を有し、この財産によって責任を負うこと、④自己名義で独立した法的関係に参加すること。
- (7) 1996年の国内組織の土地使用令改正 (Ordinance amending and supplementing a number of articles of the Ordinance on the rights and

obligations of the domestic organizations with land assigned or leased by the state, 17 Dec. 1996) では、国内経済組織に個人企業を含んでいない (Article 1-3)。

1998年の土地法改正では、経済組織とするだけで、その内容を明確にしていない。

(8) 法定資本額は1998年に改定された。Nghi dinh so 26/ND-CP (1998.5.7)

(9) Decree 66-HDBT(1992)。

(10) 制限分野は、以下のとおりである。

- ①爆薬、毒薬、化学性毒物の製造、販売
- ②貴金属、宝石の採掘
- ③電力・水の大規模生産・供給
- ④郵便・通信、放送、出版
- ⑤海上輸送・航空
- ⑥特定の輸出入
- ⑦国際観光

(11) 奨励分野は以下のとおりである。

- ・生産と生活に必要な商品および輸出商品の生産
- ・輸出計画に従った食糧・食品の生産
- ・輸入代替商品（設備、機械、原材料、代替部品を含む）
- ・輸出向けの繊維、履物、手工業、工芸製品
- ・輸出向けの農水産加工品
- ・農業生産、農產品加工向けの機器生産
- ・基礎化学製品
- ・植林・森林開発
- ・輸送手段の生産・修理と輸送
- ・インフラ建設

(12) 4中総決議の企業制度改革の基本方針は、以下の内容であった。

- ・合作経済、国家資本経済、個人経済、私営資本経済に属する各種類の企業の発展と管理
- ・社会主義をめざす国家管理市場経済に従った多セクター経済を建設する一環方針の具体化の継続
- ・法に従った企業環境改善
- ・国内投資奨励法の改正
- ・企業・家族ビジネスの規則改正とすべての主体に適用される統一企業法の建設
- ・法に従った私営資本経済、国家資本経済の発展と良好な管理の奨励
- ・企業登録、パスポート、ビジネスおよび雇用解決ための出入国に関する

る手続きの刷新

- ・企業に対する国家機関による監査、検査制度の明確な制度；企業に損害をもたらした者への厳重処罰法に反する企業活動の厳しい制裁と处罚
- ・競争環境の設立、独占検査、市場経済に適合した企業紛争解決制度
- ・企業および人民の開発投資に必要な条件の創出

(13) 安田信之他「新ヴェトナム企業法の概要——株式会社規定を中心に」(『国際商事法務』1999年6月号) 参照。

(14) Decree 12, Art. 7.

(15) 信用機関法(1997年12月26日公布) 第7章参照。

(16) 商業法第1章第4節。施行細則 Decree 57-CP (1998.7.31)。

(17) 外国投資法施行細則 Decree 12-CP (1997.2.18), Art. 2。

(18) 民法典では、法人の種類に経済組織と区別して、「政治組織、政治・社会組織」を定めている。(第110条、第112条) 政治・社会組織には、ベトナム祖国戦線、婦人、青年団体などが含まれると思われる。

(19) グループAには、インフラ建設、BOT等の案件；電力、工業、石油・ガス等の重要セクターへの投資で4000万ドル以上の案件；港湾・輸送；文化・情報関係への投資；稀少資源開発；国防・治安；大規模な土地使用案件が含まれる。

(20) グループBは、グループAに含まれない案件のすべてである。グループBは、国家計画投資省が決定する場合と、投資許可権限を委任された工業区委員会が決定する場合がある。

(21) 1998年末に、すべての地方人民委員会に投資許可権限が分権化された。

許可された開発計画に従う案件

- ・投資額500万ドル以下(グループAの投資；石油ガス開発、電力、港湾・空港・国道・鉄道；セメント、金属、砂糖、酒・ビール、タバコ…統制品目；工業区・輸出加工区・ハイテク工業区…工業区委員会の管理を除く)
- ・所定の輸出比率義務の遵守
- ・外貨を外国企業が調達すること
- ・所定の技術レベル遵守
- ・環境基準遵守

(22) Ordinance on the Recognition and Enforcement of Foreign Arbitral Awards in Vietnam (ニューヨーク条約批准, 1995.12.27).

(23) 決定315-HDBT(1990), 決定330-HDBT(1991), 議定388-HDBT(1991), 決定393-HDBT(1991)。

(24) 企業破産法施行細則(政府議定189-CP, 1994) 第1条。

- (25) 企業破産法第36条では、下記の場合に破産宣告が決定されるとしている。
- ①企業主または企業の合法的代表が、和議案、再建案を提示しなかった場合
 - ②企業主または企業の合法的代表が、債権者会議で和議案・企業再建案を説明しなかった場合
 - ③債権者会議が、和議案および企業の再建案を承認しなかった場合
 - ④組織再建期間が終了しても企業経営が依然として有効でなく、債権主が企業破産宣告を要求した場合
 - ⑤再建期間中に企業が債権者会議での合意に対する重大な違反を行い、債権者が破産宣告を要求した場合
 - ⑥企業破産解決の過程で、個人企業主が逃亡または死亡し、相続人が相続を拒否した場合または相続人がいない場合
- (26) 財産管理委員会と財産清算委員会の組織規定は、1995年司法相決定 528 QD/BD (1995年 6月13日) による。
- (27) 破産宣告を受けた企業における労働者の権利の解決に関する1995年の政府議定 92 (1995.12.19公布)。
- (28) Thoi Bao Kinh Te 1998.8.18 (インターネット版).
- (29) Directive No.16/1998/CT-TTg (1998.3.31).
- (30) "Giai quyet kien nghi cua doanh nghiep" (Thoi bao kinh te, No.25, 1999).